

令和6年度第1次補正予算 園芸産地における事業継続強化対策

(事業説明資料)

農林水産省 農産局
園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室
施設園芸対策班

園芸産地における事業継続強化対策【背景】

- 近年激甚化する風水害等の自然災害への対策を加速化するため、令和2年12月11日に、達成すべき中長期的な目標、加速化・深化すべき対策の内容等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定された。
- この中で、非常時の備えが特に必要とされる一定規模以上の農業用ハウスの面積：約18,000ヘクタールを目標に、都道府県を実施主体として、非常時の対応能力向上に向けた園芸産地における事業継続計画の策定等を支援することとされた。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」
(令和2年12月11日閣議決定)

○園芸産地事業継続対策

概要：自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援する。

また、BCPの実行に必要な体制整備及び非常時の復旧の取組実証等を支援する。

達成目標：約18,000ha（令和7年度）

実施主体：都道府県

◆目標設定と推進方策

- 施設面積が一定規模以上のハウスでは、家族労働のほかに雇用労働の活用、環境制御等のハウス内部設備の利用などが進んでおり、事業が高度化。

その反面、災害発生時のハウス損壊、設備の機能停止、人手不足による復旧の遅れなどの影響が大きく、通常の農業生産が長期に渡って困難になる恐れがあるため、非常時の備えが特に重要。



- このため、我が国の農業用ハウスの設置面積約4万2千haのうち、一定規模以上の農業用ハウス（全体の約4割＝18,000ha）を対象に対策を実施。
→ 各都道府県で、事業継続の推進計画を策定して全国で対策を実施



経営規模が50a以上の施設
≡雇用労働力を活用した
一定規模以上の経営体
全体の約4割

産地事業継続計画（BCP）とは

- BCPとは Business Continuity Plan の略称で、「事業継続計画」とも言われます。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を予め取り決めておく計画を指す。
- 農業分野における BCP には「産地 BCP」と「農業版 BCP」の二つがある。
- 農業版 BCP は「個別の農業者が自分たちの生産を継続するために策定する」ものであるのに対し、産地 BCP は「産地の構成員が協力し、産地全体で災害対策を検討するとともに、万が一構成員が被災した場合は、産地全体で復旧に向けた取組を進める」もの。
- 「農業版 BCP」は各農業者単位で自身の対応事項を整理し、記載するものである一方、「産地BCP」は災害等への対応にあたり、農業者間の連携や支援が必要となる事項を整理し、記載したもの。

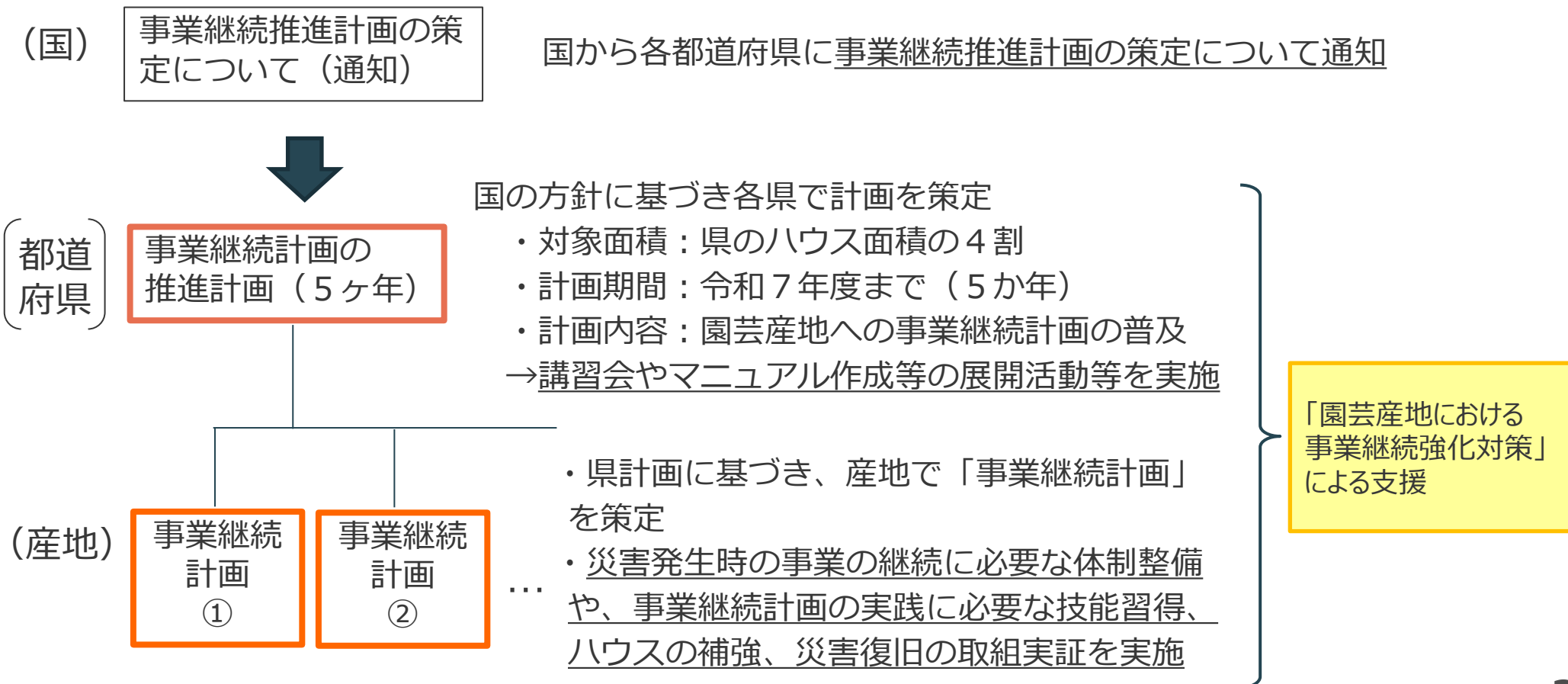
	産地 BCP	農業版 BCP
策定者	複数の農業者 市町村 JA 等の組織 その他既存組織 等	個別の農業者
目的	産地の被害軽減 産地の構成員間での連携による、産地全体の早期復旧	個別の農業者の被害軽減と生産の早期復旧
緊急時および平時の対応主体	産地の構成員	個別の農業者
BCP で整理する内容	産地の構成員間での協力・連携事項を整理（例：停電時の非常用電源の融通、特に高額な備蓄品等の共同利用等）	個別の農業者による対応事項を整理

園芸産地における事業継続強化対策【内容】

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、園芸産地の非常時の対応能力の向上に向けて、園芸産地で事業継続計画の策定と対策を進めて行くための「推進計画」を各都道府県で策定。

「園芸産地における事業継続推進計画」の内容

各都道府県で事業継続推進計画を策定し、農業用ハウス面積の4割を目標に対策を実施



園芸産地における事業継続強化対策【内容】

<対策のポイント>

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた**複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定**を支援します。また、**BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組**を支援します。

<事業目標>

全国の非常時の備えが必要な施設園芸等の産地において、BCPの策定とBCPに基づく対策を実施し、非常時の対応能力を向上〔令和7年度まで〕

<事業の内容>

産地の生産部会等の単位で**複数農業者による共同の事業継続計画（BCP）**を策定し、計画に基づく**事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、災害復旧の取組実証、ハウスの補強等の被害防止対策**に資する取組を支援します。

1. 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等

- ① 事業継続計画の検討、策定
- ② 非常時の協力体制の構築

2. 園芸産地における事業継続計画の実践

（1）自力施工等の技能習得、災害復旧の実証

- ① 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備

（2）既存ハウスの補強等の被害防止対策

- ① 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置
- ② 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入

<事業イメージ>

台風・大雪等の自然災害によって通常の農業生産が困難になるおそれ



・業務継続のため、地域の関係者が連携する体制を整備しておくことが重要
→産地での事業継続計画の策定と実践を加速化

【支援内容】

○産地単位や法人グループ単位で事業継続計画（BCP）を検討・策定、非常時の協力体制の構築



事業継続計画（BCP）



非常時の協力体制の構築

○自力施工等の技能習得、災害復旧の実証



ハウス自力施工研修など技能習得



自力施工体制の活用等による災害復旧の取組実証

○補強等の被害防止対策への取組



ハウスの補強



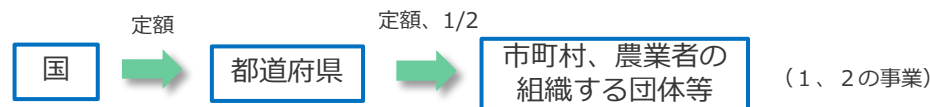
防風ネットの設置



非常用電源の共同利用

降電や浸水被害等の自然災害への被害防止対策に資する資材等の導入も可

<事業の流れ>

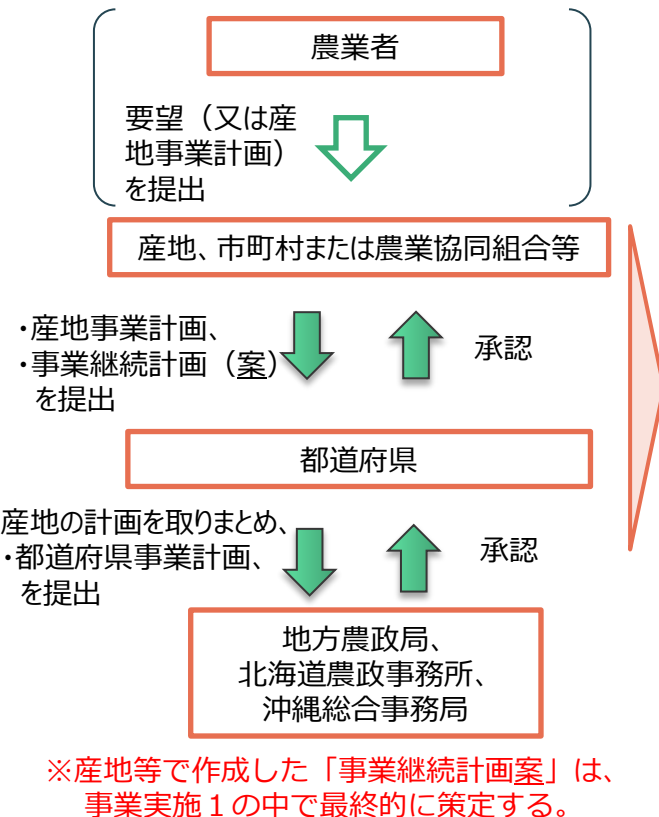


園芸産地における事業継続強化対策【内容】

【事業内容】

<事業執行の流れ>

①事業申請



②事業実施

1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備【補助率：定額】

- 事業継続計画策定に向けた検討会の開催
- 非常時の協力体制整備に向けた検討会の開催
- 事業継続計画の推進に向けた講習会の開催及びマニュアル作成



検討会の開催

2 事業継続計画の実践

(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証【補助率：定額】

- 農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催
- 技能習得のために外部で行われる研修会等の受講
- 災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組



災害復旧の取組実証

(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策【補助率：1/2】

【対象：今後10年以上の利用が見込まれるハウス】

台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するための

- ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等）
- 防風ネットの設置
- 耐候性を発揮させるための融雪装置、止水シート等
- 停電時の機能維持のための非常用電源の導入（共同利用に限る）



ハウスの補強



防風ネットの設置

【取組主体】

都道府県、市町村、農業協同組合、
地域農業再生協議会、
農業者の組織する団体等

【補助対象要件】

- ・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。
- ・「2（2）既存ハウスの補強等の被害防止対策」の取組については、以下の全てを満たすこと。
 - ① 1の取組を併せて実施していること
 - ② 個々の経営体で事業継続計画を策定すること
 - ③ 取組対象者は収入保険への積極的な加入に努めること
 - ④ 対象施設が園芸施設共済又は民間保険に加入すること

園芸産地における事業継続強化対策【近年の事業変更点】

- 令和5年度第1次補正予算においては、国土強靱化に向けた取組を一層推進するため、ハウスの補強等の被害防止対策について運用変更等を実施。

事業の内容に関する変更点

- 事業の内容2の(2)既存ハウスの補強等の被害防止対策について、
- ・ 強風や大雪等に限らず、降雹や浸水等の自然災害に対してもBCPに対策を位置付けている場合、当該災害の被害防止に係る資材等の補助が可能。
 - ・ 「農業用ハウス強靱化緊急対策事業」にて補強を実施したハウスについても、当初想定し得なかった災害について、新たにBCPに対策を位置付ける場合、補助が可能。
 - ・ 「農業用ハウス強靱化緊急対策事業」で補強を行った助成対象者についても、令和3年度以降に新設されたハウスであれば、補助が可能。

(参考：令和4年度第2次補正予算時の変更点)

事業の内容2の(2)既存ハウスの補強等の被害防止対策において、園芸施設共済等や収入保険の加入を必須要件としていたが、収入保険については積極的な加入へ努めることとした。

事業の執行に関する変更点

- 執行手続きについては変更なし

園芸産地における事業継続強化対策【補助対象要件】

【補助対象要件】

- ①都道府県が策定した園芸産地における事業継続推進計画に位置付けられた取組であること
- ②産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること
- ③「既存ハウスの補強等の被害防止対策」を実施する場合には、「園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備」を実施すること
- ④補強等を行うハウスを対象として、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に参加すること
- ⑤助成対象者は収入保険に積極的に加入へ努めること
- ⑥助成対象者は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること
- ⑦助成対象となるハウスは、助成対象者からの申出書により、助成対象者が今後10年以上利用する意思があることを確認できるものに限ることとする。
- ⑧助成対象者は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、同内容の取組を実施してない場合に限るものとする。ただし当初想定し得なかった災害について新たにBCPを作成した場合には、当該災害に対する補強等に関し認める。

【支援対象者】

都道府県、市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等

園芸産地における事業継続強化対策【活用例（講習会や復旧実証等）】

○「園芸産地における事業継続強化対策」においては、各都道府県で策定された「園芸産地における事業継続推進計画」に基づく、以下の取組を支援。

1（主に産地の取組）

BCPの検討会の開催や策定、非常時の協力体制を整備するための検討会の開催。

（主に都道府県や市町村、JAの取組）**BCPの推進に向けた講習会の実施**やBCPの策定に向けたマニュアルの作成と配布について支援。

※対象経費：会場借上費、外部講師派遣費、資料等印刷費、協力員に対する謝金等（補助率：**定額**）

2（1）自力施工講習会の開催や、自力施工技能を習得するために受ける外部の研修の受講費について支援。また、災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組を支援。

※対象経費：研修の受講費、会場借上費、災害復旧実証にかかる経費等（補助率：**定額**）

※災害復旧実証は被災したハウスを対象として、産地内で整備した協力体制や自力施工の技術を活用して実際にハウスの復旧を実証的に行う取組を支援する。（取組主体で1箇所）

災害復旧実証にかかる補助対象経費は、復旧用資材費、撤去費（役務費、機材借上費）会場借料、講師謝金、マニュアル作成経費等



事業継続計画策定講習会



自力施工講習会



災害復旧の取組実証



マニュアルの作成・配布

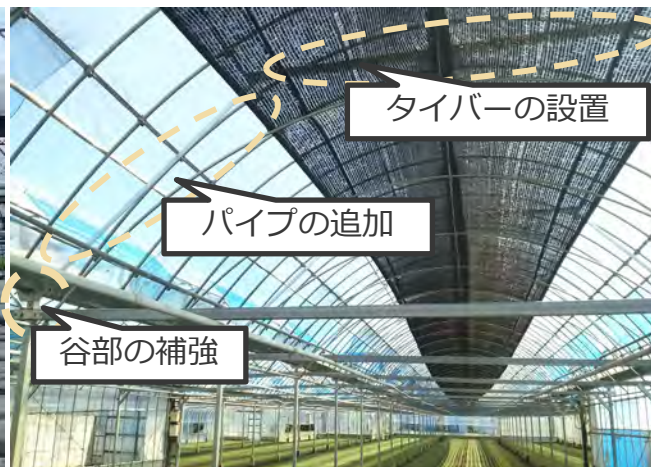
園芸産地における事業継続強化対策【活用例（補強等）】

ハウスの補強

水平梁（陸梁）の設置



アーチや谷部の補強



タイバーの設置による補強



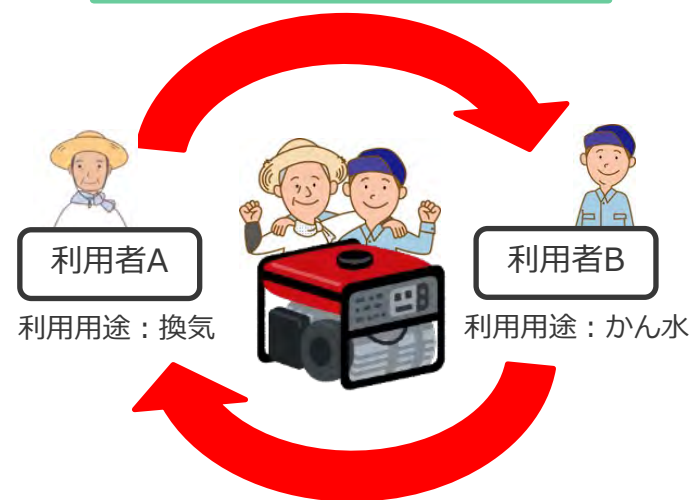
側面の補強（強風対策）



防風ネットの設置



非常用電源の共同利用



※資材費や、業者が施工する場合の経費等を支援（補助率：2分の1以内）。
融雪装置、止水シート等の設置も支援対象。

(参考) 補助対象となるハウス補強や保守管理の例

<補強>

- ① 筋交いや方丈による補強
- ② タイバーや X 型の斜材による補強
- ③ 根がらみによる補強
- ④ 中柱による補強
- ⑤ 妻面等へのパイプの追加
- ⑥ 引っ張り資材、支え棒の追加
- ⑦ 防風のためのネット等の設置
- ⑧ 融雪装置※1の導入（大雪対策）
- ⑨ 加温装置※1の導入（大雪対策）
- ⑩ 非常用電源※1,2の導入（停電対策）
- ⑪ 防水シートの設置（浸水対策）
- ⑫ 送水ポンプなどの嵩上げ（浸水対策）
- ⑬ 避雷器の設置（落雷対策）

<保守管理>

- ① 老朽化した留め金具等の交換※3
- ② パイプのサビ取り、サビ止め
- ③ フィルム破れのテープによる補修※3,4

※1 既存の装置の更新は対象外

※2 共同利用を必須とする

※3 既存のフィルムの張り替えやパイプ等の交換は対象外

※4 台風や大雪等の前に切断したフィルムの復旧は対象外

(参考) 3 か年緊急対策の効果事例

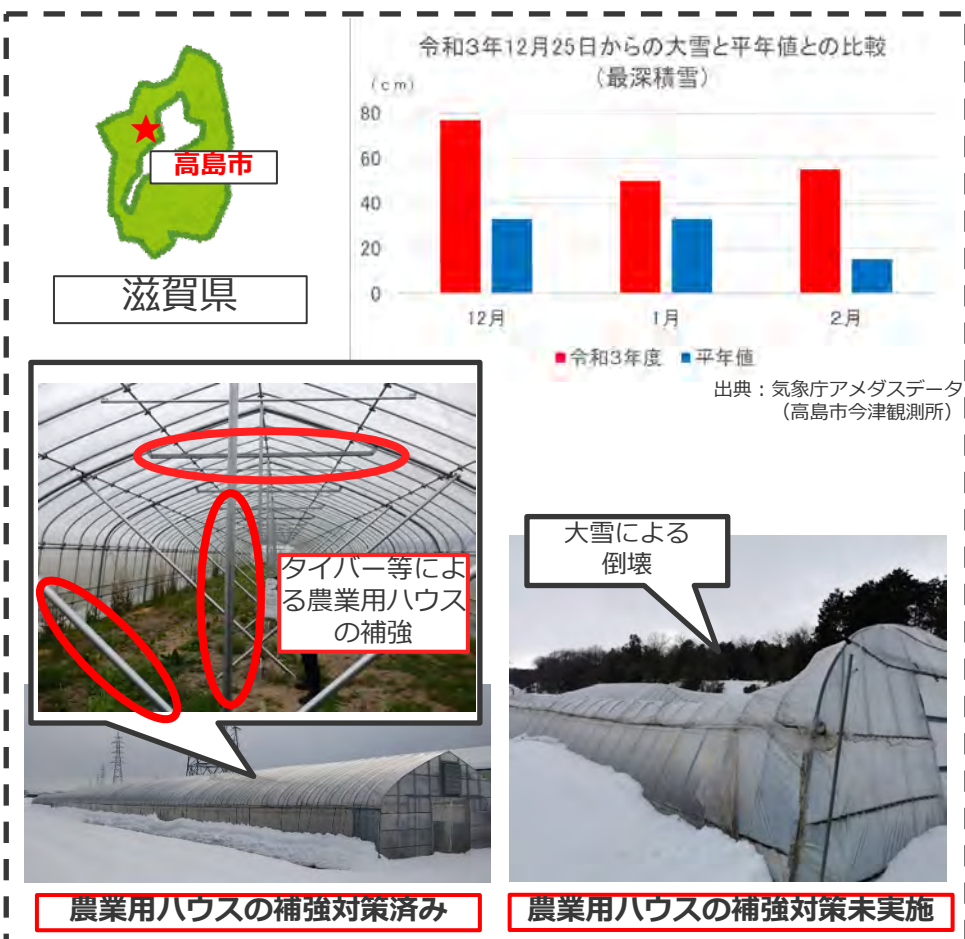
概要：近年の豪雨、台風、大雪被害等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な耐候性のない可能性のある農業用ハウスの緊急点検を行い、老朽化等により対策が必要な農業用ハウスが判明したため、被害防止計画を策定した上で農業用ハウスの補強等の対策を実施する。

府省庁名：農林水産省

【事例】 農業用ハウス強靱化緊急対策事業

- 実施主体：高島市
- 実施場所：滋賀県高島市
- 事業概要：大雪や台風等による被害を防止するために、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、タイバー等による農業用ハウスの補強と耐候性向上に向けて融雪装置を導入した。
- 事業費：全体事業費0.023億円
(うち3 か年緊急対策による事業費0.023億円)
- 効果：令和3年12月25日からの大雪により、高島市内の複数ハウスが倒壊した一方、当該事業で補強を施したハウスの倒壊はなかった。

掲載HP：内閣府「令和3年度における防災・減災、国土強靱化の取組と効果発揮事例」



(参考) 5 年加速化対策の取組例

概要：自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援する。また、BCPの実行に必要な体制整備及び非常時の復旧の取組実証等を支援する。

府省庁名：農林水産省

【事例】園芸産地における事業継続強化対策

- 実施主体：ふらの地域園芸ハウス被害防止対策協議会
- 実施場所：北海道空知郡上富良野町、中富良野町
北海道富良野市
- 事業概要：自然災害に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上を目的に、以下の取り組みを実施した。
 - ①BCPの策定に向けた説明会
 - ②BCP策定会議の開催及び策定
 - ③非常時の協力体制の整備
 - ④中柱等による農業用ハウスの補強
- 事業費：全体事業費470万円
（うち5 年加速化対策（加速化・深化分） 470万円）
- 効果：大雪や台風等の自然災害発生時に、農業用ハウスの倒壊を免れたり、BCPに基づき産地で迅速に農業経営が復旧されることが期待される。



掲載HP：内閣府「令和3年度における防災・減災、国土強靱化の取組と効果発揮事例」

(参考) 5か年加速化対策の取組例

概要：自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援する。また、BCPの実行に必要な体制整備及び非常時の復旧の取組実証等を支援する。

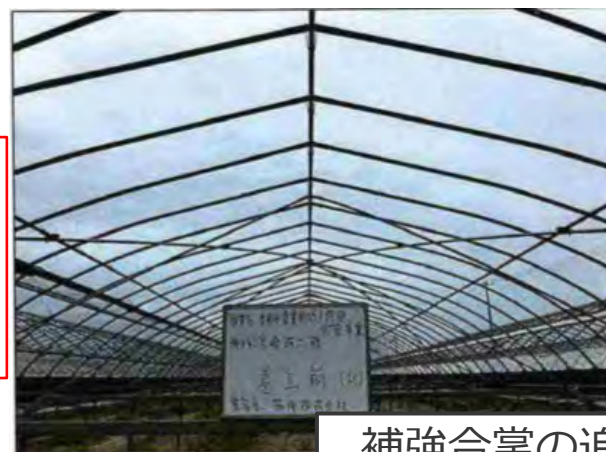
府省庁名：農林水産省

【事例】園芸産地における事業継続強化対策

- 実施主体：香南市農業用ハウス防災対策協議会
- 実施場所：高知県香南市
- 事業概要：自然災害に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上を目的に、以下の取り組みを実施した。
 - ①BCPの策定に向けた検討会
 - ②BCPの策定
 - ③非常時の協力体制の整備
 - ④補強合掌、筋交い等による農業用ハウスの補強
- 事業費：全体事業費1,150万円
(うち5か年加速化対策（加速化・深化分）1,150万円)
- 効果：台風等の自然災害発生時に、農業用ハウスの倒壊を免れたり、BCPに基づき産地で迅速に農業経営が復旧されることが期待される。

掲載HP：内閣府「令和3年度における防災・減災、国土強靱化の取組と効果発揮事例」

施工前



補強合掌の追加

施工後



(参考) 園芸産地における事業継続強化対策産地BCP推進マニュアル

【対象】

農業者、市町村職員、JA 等の職員

- ・園芸産地で策定する BCP である「園芸産地における事業継続強化計画」、いわゆる「産地 BCP」の策定を後押しすることを目的とし、多くの都道府県、市町村、JA 等の皆様からのアンケートやヒアリングを基に令和 6 年 4 月に作成
- ・推進にあたって中心的な役割を担う都道府県職員が産地 BCP を知り、策定の推進手法や産地 BCP の検討方法を学べる内容

園芸産地における 事業継続強化対策 産地 BCP 推進マニュアル

農林水産省

令和 6 年 4 月



- 都道府県職員が『知る』
産地 BCP を推進するためには、産地 BCP の概要、必要性、重要性、平常時のメリットを策定主体に説明する必要があります。第 2 章で紹介する産地 BCP に関する基本知識を参考に、産地 BCP への理解を深めてください。
- 都道府県職員が『推進する』
第 3 章では、第 2 章で『知った』内容を踏まえて伝え、どのような準備をし、どのような機会を設けて策定を呼び掛けるのかについて記載しています。なお、産地 BCP の推進事例も紹介していますので、各産地に適した方法で産地 BCP の策定を『推進して』ください。
- 産地が『策定する』
第 4 章では産地 BCP の具体的な策定手順を紹介しています。産地の農業者等が産地 BCP を策定するにあたって、どのような視点や考え方で検討をするのか等をまとめています。本マニュアルは、都道府県職員の皆様が農業者等に説明しやすいような構成にしていますが、第 4 章については、産地 BCP の構成員の皆様にも活用できる内容としました。産地 BCP の構成員の方々が産地 BCP を『策定』できるよう、都道府県職員の皆様がサポートしてください。

農業者のみならず

災害に強い「産地」を作る！

産地BCP でもしもの備えを

産地BCP とは？

産地単位で策定する、事業継続計画（Business Continuity Plan）のことです。自然災害等の緊急事態から産地や地域を守ることを目的として、農業者ら産地の構成員が協力体制や対応事項を事前に話し合い、決定したものを指します。産地BCPを策定することで、個々の農家だけでは実施が難しい取組に関しても対応できるようになります。

産地BCP を策定する 3 つの理由

- 理由
その 1 災害による被害の軽減
産地の構成員で協議した事前対策を実行することで、災害による被害を軽減することができます。
- 理由
その 2 災害からの早期復旧
被災後に事業を中断せざるをえなくなった場合でも、産地BCPに沿って行動することで早期に農業を再開でき、売上への減少を抑えられます。
- 理由
その 3 市場での評判・ブランド価値の向上
被災後も事業を継続し、安定的に農作物を供給することで市場での評判やブランド価値が高まり、所得向上に繋がる可能性があります。

裏面にQ&Aあり>>>

Q. 産地BCP はなぜ必要なの？

A. 災害により、大きな損失が発生する可能性があります。産地BCPを策定することで、その損失を回避したり、小さくすることができます。

災害時の影響例

生産再開の遅れ	収入の大幅減
人・資材の不足	ブランドイメージの低下

Q. 産地BCP を策定するメリットは？

A. 産地BCPは全国各地の産地で策定されており、既に策定しているところからは以下のような声が出ています。

関東の産地	東北の産地	中四国の産地
自身の産地を取り巻くリスクを把握できた。また、対策を講じることができたので良かった。	産地の構成員で話し合う機会を持つことで、お互いの理解をより深めることができた。	産地BCPに基づき事前対策を講じたことで、大雨に見舞われても被害の軽減に繋がった。

Q. 産地BCP には何を記載するの？

A. 産地の概要や想定されるリスク、災害時における役割、事前対策や被災後の実施事項等を記載します。

- > 産地の概要（例：どんな品目を生産しているか）
- > 産地BCPの構成員と役割分担（例：〇〇さんは取引先との調整）
- > 被災想定と取組内容（例：ハウス崩壊の可能性 → 事前補修の実施）等

産地BCPフォーマット等のツールは農水省HPでダウンロードすることが可能です。
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/syutu/engou/sisetsu/saigaihaikaku.html>

【問合せ先】 ●●県▲▲市■課 ○○ 電話番号：***** メール：*****

施設園芸の台風、大雪等被害防止と早期復旧対策：農林水産省